

## 「戦争・死刑と国家。そして国家と人民」NO129

(Eメールニュース「みやぎの九条」2019年10月15日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2017年3月に生じた諸問題に入ります。安倍内閣の戦争政策について、論述いたします。)

### I 戦争政策実施過程の批判

(1) ①在日米軍がその貨物(一般貨物のみならず毒薬・劇薬・爆発物を含む)を輸送するトラック民間業者を募集していることが1月28日までに判明した(3月1日赤旗)。

②この事実は、米軍の軍事作戦遂行のための兵站活動(後方支援体制)が、戦争法の成立後民間業者を巻き込み強化されていることを示している。

(2) ①米海兵隊と陸上自衛隊とが2017年3月6日から同月17日まで相馬原演習場(群馬県高崎市)と関山演習場(新潟県新潟市)で実施する日米共同訓練(フォレスト・ライト)は、普天間基地の米軍海兵隊のMV22オスプレイの訓練移転費用を日本政府が負担する国内初の演習である。その費用負担の根拠となるのが2016年9月1日の「日米合同委員会」の合意である。

この合意とは、普天間基地配備のオスプレイなどの回転翼機が沖縄県外の国内・海外で行う日米共同訓練・米軍単独訓練について、「日本側の要請により、沖縄の負担軽減のため行われる」とされるものである(3月6日赤旗)。

②その費用につき防衛省の報道室は、今年度(2017年度)予算で59億円計上しその範囲内で確定するとしている。

だが、沖縄の負担軽減は名目であり、米軍の費用を日本が支払うという奇妙な構図である。

(3) ①2017年3月6日、米海兵隊のMV22オスプレイが参加し陸上自衛隊との日米共同訓練が始まった(3月7日赤旗)。

現場の相馬原演習場と関山演習場では、群馬県内の14団体がつくった「オスプレイ来るな!日米共同演習やめよ!群馬県実行委員会」の呼びかけで、住民約50人が抗議行動を行った。

②実行委員会の安藤事務局長は、“海外での武力行使を禁じた憲法に違反する訓練はやめるべきだ。沖縄でのオスプレイの墜落事故の原因も究明されないまま、群馬上空を飛ばせるわけにはいかない”として訓練中止を求めた。

(4) ①2017年3月6日、在日米軍横田基地(東京都多摩地域)に、最新型の米軍輸送機C130J-30スーパー・ハーキュリーズが配備された(3月7日赤旗)。

②米軍の兵站基地としての横田基地の強化は、戦争法実施の一環である。

(5) ①2017年3月7日、米海兵隊のMV22オスプレイが自衛隊東富士演習場で離着陸訓練を行なった。名護市でオスプレイが墜落事故を起こした後の初訓練であ

る（3月8日赤旗）。

②「東富士へのオスプレイ飛来・配備・訓練に反対する御殿場・裾野・小山住民の会」は、監視行動を行った。

「住民の会」の渡辺事務局長は訴える。“沖縄での墜落事故の詳細も解明されていない中で、日本の上空を自由に飛び回ることになり怒りを感じる。日本政府が国民の不安の声も聞かず容認することが一番腹立たしい。自治体を通じて国に対し訓練を止めるよう訴えていきたい”と(3月8日赤旗)。

(6) ①普天間基地配備の米軍 MV 22 オスプレイ 6機が、相馬原演習場と関山演習場で実施される共同訓練「フォレスト・ライト」に参加するため横田基地に飛来することに対して、周辺市町でつくる「基地対策連絡会」は、防衛省(北関東防衛局)に対し、安全対策の徹底、騒音への環境整備、早期の情報提供などを求めた。

②また2017年3月3日、群馬県の「オスプレイ来るな！日米合同演習やめよ！群馬県実行委員会」は、日米共同訓練(フォレスト・ライト)の中止とオスプレイの演習参加の中止とを日米両政府に求めることなどを、大沢県知事宛に要請した。

その要請の中で、安藤実行委員事務局長は、“オスプレイ飛行はこの演習1回だけで終わることではない。本土上空でオスプレイが飛び回ることの始まりだ”と指摘すると共に、中止を訴えた。そして、演習の詳細の公表を防衛省に改めて求めること、県として、騒音・飛行ルート・高度等を測定・記録し、公表することを強く求めた。

③3月3日、日本平和委員会は、オスプレイが飛来する日米共同実動訓練の中止を求めて防衛省に要請行動を行った。そして、飛

行ルートなどが明らかにされておらず、自治体の防災ヘリや救急ヘリの活動を妨害しないか、公共施設上空を飛ぶのが明らかにされていないことを指摘し、“日本国民の命や安全よりも米軍の要求を優先する許しがたい態度だ”と批判した。そして、日米共同実動訓練の中止と、オスプレイの参加中止、沖縄・全国でのオスプレイの飛行の中止と、その全面撤去とを求めた(以上、3月4日赤旗)。

(7) ①2017年3月10日、安倍内閣は国家安全保障会議を開き、南スーダンの国連平和維持活動(PKO)に派遣している陸上自衛隊施設部隊(2012年1月派遣開始)を撤収することを決定した(3月11日朝日新聞・赤旗)。

②その理由は、政府の「基本的な考え方」(要旨)によれば、①南スーダン政府が、民族融和と衝突解決合意の進展を図るための国民対話を3月中に開始すると発表したこと、国内の安定に向けた政治プロセスに進展がみられること、②一方、ジュバに於ける自衛隊の施設活動に一定の区切りをつけることができること、③支援の重点を施設活動から自立サポートに移すことが適当と判断したこと、④今後は、政治プロセス進展の支援や人道援助(食糧援助など)を継続・強化すること、⑤引き続き UNMISS(国連南スーダン派遣団)司令部に要員を派遣すること、⑥国連・南スーダン政府・関係国に事前説明したこと、⑦南スーダン大統領から感謝発言があったこと、⑧今後とも「積極的平和主義」の旗の下、国際的貢献をする考えであること、というものである(前掲朝日新聞)。

③ここで PKO 派遣についての主な経過を年表風に記す(前掲朝日新聞、赤旗3月11

日参照)。

- 1 1. 7 南スーダン独立、UNMISS 創設
- 1 2. 1 派兵開始 (野田内閣)
- 1 2. 1 2 第 2 次安倍内閣成立 (第 1 次は 0 6 年 9 月)
- 1 3. 7 マーシャル副大統領解任
- 1 3. 1 2 首都ジュバでクーデター未遂
- 1 5. 8 キ派とマ派とが和平合意
- 1 5. 9 戦争法成立、「駆け付け警護」可能に
- 1 6. 4 両派の統一政権が発足
- 1 6. 7 両派がジュバで大規模戦闘、内戦状態に (マ解任)  
国連施設や援助関係者が政府軍に襲撃さる
- 1 6. 1 1 自衛隊に新任務「駆け付け警護」を付与  
第 1 1 次派遣隊が出国開始
- 1 7. 2 南スーダンで「戦闘」発生と明記した日報が国会に提出
- 1 7. 3 安倍政府、南スーダンからの自衛隊撤収を決定
- 1 7. 4. 1 9 第一陣帰国 (撤退)

#### ④自衛隊派遣と撤退理由の問題点

③安倍内閣は撤退の理由として多々説明しているが、前示②⑥の理由に帰着すると思う。つまり、「一応の区切り」をつけるということである。しかし、この理由づけは根拠薄弱であり、実態とも合わない。

⑥では何故に安倍内閣は、撤退の判断を下さざるを得なかったのか。

第一に、派遣の前提条件とされる PKO5 原則 (支柱は停戦合意) が充足されず崩壊したからである。南スーダンで生じている事態は内戦・武力衝突であり、死傷者続出、難民流出、食糧危機であり、停戦とは程遠い状況である。

第二に、交戦の可能性を持つ戦争法下で武力集団 (陸上自衛隊) を「戦闘状態」にある外国に派遣することは、平和憲法が認めるところではないからである。

第三に、究極的には、戦後に日本人民の思

想の中に深く根付いた平和思想を前にして、安倍首相の掲げる「積極的平和主義」なるものが敗北したのである。

◎要するに、南スーダンへの新任務すなわち「駆け付け警護」=戦闘行為の任務を背負わされた自衛隊派遣を、戦争法実施と平和憲法改悪への踏み石としようとした安倍内閣の野望は、破綻したのである (前掲年表参照)。

①仮に停戦合意が守られている場合でも、他国の内戦・武力紛争に対し武力で介入することが果たして許されるであろうか。私は許されないと考える。何故なら、武力介入は紛争の一層の激化を煽り、平和的解決への道を狭くするからである。

(8) ① 2 0 1 7 年 3 月 1 5 日、陸上自衛隊南スーダン PKO 派遣部隊が作った「日報」が自衛隊幕僚監部に保管されていることが NHK 報道によって判明した (3 月 1 7 日朝

日新聞)。

その「日報」とは、南スーダンの陸自が毎日作成し、現地の治安状況や分析をまとめた文書である。その文書を上部組織 CRF (陸自中央即応集団) に対し衛星回線を通じて専用のネット上にある掲示板にアップロー

- 16・7 ジュバで戦闘発生
- 16・9・30 フリージャーナリストが防衛省に7月の日報の開示を請求
- 16・11・15 「駆け付け警護」などを付与する実施計画を閣議決定
- 16・11・20 先発隊が出発
- 16・12・2 「日報」を廃棄したとして防衛省が不開示決定
- 16・12・16 稲田防衛相が不開示を指示
- 16・12・22 河野議員が防衛省担当者に聞き質す
- 16・12・26 防衛省は、統合幕僚監部内に電子データが残っていたと説明
- 17・1・中旬 陸自司令部のコンピューターに「廃棄」したはずの「日報」データが保管されていたと判明
- 17・3・15 NHK 報道
- 17・2・6 河野氏に文書開示
- 17・2・17 防衛省が、12年の派遣開始以来の日報の電子データが統幕で発見されたと公表
- 17・3・10 安倍首相が派遣部隊の5月末撤収を表明
- 17・3・15 NHK が不開示決定後のデータ消去の可能性を報道
- 17・3・16 朝日新聞が、不開示決定後も陸自調査研究部門の内部サイトにデータが保存されていたことを報道。

稲田防衛相が特別防衛監察を指示したと表明

③では「日報」には何が記されていたか。南スーダン PKO 部隊が作成した「日記」(2012年1月の派遣開始当時から作成)にはこれ迄公開された2016年6月~8月分には、自衛隊が活動する首都ジュバの情勢について「戦闘」と明記してある(3月17日赤旗)。

この明記と年表の“2016年7月ジュバで戦闘発生”とを照らし合わせれば、当時南スーダンで生じていた事態は両派による戦闘そのものであった。

ドする形で報告するものである(なお、アクセス権限を持つ者は、派遣部隊、CRF ほか師団司令部などの100人以上である)。

②ここで南スーダン PKO と「日報」をめぐり経過を年表風にまとめてみる(3月17日朝日新聞)。

ところが、安倍内閣は、その4ヶ月後の2016年11月15日に「駆け付け警護」の新任務を派遣自衛隊に付与した。つまり、南スーダンで行われている両派の紛争が「戦闘」であることを知りながら自衛隊を投入したのである(年表2016年11月参照)。

この措置の合法性・正当性を調達するために、安倍内閣は、「日報」の内容(戦闘行為)とその存在自体とを隠蔽しようとしたのだ。

南スーダン日報廃棄の実相は、要するに以上の点にある。

(9) ①2017年3月13日、「日米共同訓練フォレスト・ライト02」の総合訓練（陸上自衛隊と米海兵隊による）が新潟県関山演習場で公開された（3月14日赤旗）。

この訓練は、オスプレイが参加して陸自隊員を空中輸送するなど、本格的演習となった。この日の訓練では、着陸したオスプレイから防寒服を着て小銃を手に持った陸自隊員約40人が降りて「敵」方面に向けて移動し、米海兵隊員と共に銃を構えた。

総合訓練は3月15日まで行われた。その中身は、陸自が「敵」の警戒部隊を駆逐し、米海兵隊が第一線の陣地を攻撃し、さらに陸自が「敵」陣深く攻撃を仕掛けるという攻撃的なものである。

②この訓練には、日米の軍事的連繫を強め、日本が将来海兵隊を常備するための布石とする狙いがあると見られる。

(10) ①2017年3月13日、衆議院予算委で山下議員（共産党）は、米海兵隊のMV22オスプレイのパイロットが使用している「チェックリスト（確認書）」を示して、米軍が空中給油での「破滅的な」事故の危険性を認識していたことを指摘し、事故の危険のあるオスプレイの日本への配備・訓練拡大の中止を求めた（3月14日赤旗）。

②①2017年3月13日、米国防総省は、CV22オスプレイの米軍横田基地への配備開始が最長3年遅れ、延期となると発表した。理由は説明しなかった。

③もともとCV22オスプレイの主要任務は、秘密の敵地侵入や要人の暗殺・拉致を行う特殊作戦部隊（殴り込み部隊）の輸送である。しかも、空輸機の中でも高い事故率の危険な空軍機である。その配備は、平和憲法

に反するもので許されないというべきである。

(11) ①2017年3月6日～17日、陸上自衛隊と米海兵隊とによる大規模な日米共同訓練「フォレスト・ライト17J1」が首都圏とその周辺で展開された。この演習には、普天間基地の米海兵隊のMV22オスプレイが参加した。そして3月10日、陸自相馬原演習場で、オスプレイによる自衛隊員のロープ降下や負傷者搬送や自衛隊員のヘリボン（飛行機による兵員輸送・投入）訓練などが報道関係者に公開された。演習は、関山演習場（新潟県）でも行われた。また演習期間中は、両演習場の他にも東富士演習場、横田基地も訓練の拠点とされた（3月27日赤旗）。

②この演習の目的はなにか。第三海兵遠征軍（沖縄）は、「インド・アジア太平洋地域内の危機と災害に対応する合同即応態勢を強化するための、日米両軍の相互活動を増進」と説明したが（メディア向けの文書で）、その意図は米海兵隊のアジアでの軍事作戦能力のレベルアップと他国（とりわけ日韓）との軍事的協力関係の強化である。

(12) ①3月30日付赤旗の報道によれば、戦争法で自衛隊に「駆け付け警護」の新任務が付与されて以降、日本航空が自衛隊チャーター便を頻繁に使用していることが判明した。

例えば、2016年11月18日、南スーダンPKOに派遣する陸上自衛隊に対し「駆け付け警護」の新任務を付与して以降、日航のチャーター便は11月30日成田空港から青森空港に向かい、そこで迷彩服の自衛隊員約120人を乗せ南スーダンの隣国のウガンダまで運んだ。また、自衛隊のPKO

派遣や日米共同演習参加のためにも使用されている。

⑥この事態に対し、日航機長組合は、“チャーター便が関係国から敵視された場合、その危険性は当該チャーター便に留まらず、すべての JAL 便に向けられる”と警鐘を鳴らしてた（組合ニュース）。

この事態は、JAL 利用の一般乗客も領空侵犯の疑いがかけられ攻撃されかねないことを意味する。

◎そこで国際民間航空条約は、「民間航空の乱用は安全に対する脅威」だと指摘し、3 条で民間航空機と国の航空機とを区別し、4 条で“各締結国は、この条約の目的と両立しない目的のために民間航空機を使用しないことに同意する”と定めた。

しかし、“国の航空機”には相手国に武器の使用が許される。そこで国内の航空会社でつくる定期航空協会は次の 3 原則をまとめた。

(i) 航空法に抵触しない、法令に準拠したものであること、(ii) 運航の安全が確保されていること、(iii) 関係国から敵視されないよう、協力依頼の内容が武力行使に当たらないこと。

同組合も会社に対し、“3 原則を踏まえて、政府に対しても安全第一の毅然たる対応”を求めた（前掲赤旗）。

⑦しかし、果たしてこれで一般乗客の安全が確保されたといえるであろうか、疑問である。問題の根源が戦争法に潜むことを記しておきたい。

(13) 他に ACSA(日米、日豪、日英物品役務相互提供協定)が 3 月 23 日衆議院本会議で自民、公明、維新などの賛成で可決されたこと。これに反対した共産党の宮本議

員が次のような正当な反対討論を行ったことを書き留める(大要)。

①協定は米軍の軍事作成遂行に不可欠な物資や役務を「米軍が必要とするとき、いつでも調達できる集団的な軍事支援網を構築するものだ」と指摘。「アメリカの無法な戦争に世界的規模で兵站支援を行うなど断じて許されない」と批判。②また、協定は安战法＝戦争法の内容を反映し、自衛隊があらゆる場面で他国軍に兵站支援できる枠組みに拡大するものと指摘。政府自身が憲法上慎重な検討を要するとしてきた弾薬の提供などの活動を可能にすると指摘し、「武力行使と一体不可分の兵站そのものだ」と強調。③さらに、日米同盟第一を貫く安倍政権の下で米国と同盟国の軍事態勢を強化することは「周辺諸国に脅威を与え、軍事対軍事の悪循環を招くだけだ」と批判。侵略戦争の反省の下、二度と戦争を起こさないことを誓った日本国憲法の理念に立ち返り、「アジアに平和的環境をつくる外交の道をこそ進むべきだ」と訴えた。(以下次号)